

令和6年度 滋賀県サビ児管実践研修 =受講者募集要項=

1. 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の適正かつ円滑な運営に資するために、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技術を有するサービス管理責任者および児童発達支援管理責任者（以下、「サビ児管」とする）の養成を図ることを目的とする。

2. 受講対象者（受講要件）

滋賀県内の障害福祉サービス事業所もしくは障害児入所施設等にて従事している者のうち、次の(1)から(4)のいずれかの要件を満たすもの

- (1) サービス管理責任者基礎研修・児童発達支援管理責任者基礎研修（以下「サビ児管基礎研修」という）（注1）修了者となった日以後、本研修の受講開始前5年間に指定障害福祉サービス事業所等その他の事業所等において通算して2年以上、相談支援の業務または直接支援の業務（注2）に従事した者で、指定障害福祉サービス事業所等・指定障害児入所施設等（以下「障害福祉サービス事業所等」という）においてサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者（以下「サビ児管」という）として従事しているもの又は従事しようとするもの

なお、児童発達管理責任者としての業務に従事するためには、児童発達支援管理責任者告示第一号に定める実務経験において、老人福祉施設・医療機関（療養病床関係病室に限る。）等以外での実務経験が3年以上必要であることを留意すること。

- (2) サビ児管基礎研修受講開始日においてサービス管理責任者告示第1号イの(1)（及び児童発達支援管理責任者告示第1号）に規定する実務経験者である者であって、本研修の受講開始日前5年間に指定障害福祉サービス事業所又は指定障害児入所施設等において通算して6か月以上、個別支援計画作成業務に従事したもので、障害福祉サービス事業所等においてサビ児管として従事しているもの又は従事しようとするもの
※(2)による要件において本研修の受講を希望する者は、サビ児管基礎研修修了後に、「例外的な取り扱い」の適用を受けるための届け出を障害福祉サービス等の指定権者（滋賀県もしくは大津市）に行っている場合に限る。

- (3) 平成31年4月1日において旧カリキュラムにおけるサービス管理責任者等分野別研修（介護、地域生活（身体）、地域生活（知的・精神）、就労、児童のいずれか）もしくは児童発達支援管理責任者研修を修了した者であって、同日以後にサービス管理責任者告示別表第二（児童発達支援管理責任者告示別表第二）に示す内容（注3）の修了者となったもの（(1)に定める期間、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事したものの又は(2)に定める期間、個別支援計画作成業務に従事した者に限る。）で、障害福祉サービス事業所等においてサビ児管として従事しているもの又は従事しようとするもの。

- (4) 平成31年4月1日においてサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の要件を満たしていた者のうち、令和6年3月31日までにサービス管理責任者等更新研修の修了者とならなかった者で、指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者等として従事しているもの又は従事しようとするもの。この場合にあっては、(1)に定める相談支援の業務又は直接支援の業務の従事者であることを要しない。

(注1) サービス管理責任者基礎研修及び児童発達管理責任者基礎研修は以下の告示に基づく以上の内容のものに限る。

- ・「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」(平成18年9月29日 厚生労働省告示第544号) 別表第一及び別表第二
- ・「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの」(平成24年3月30日 厚生労働省告示第230号) 別表第一及び別表第二

(注2) 「相談支援の業務又は直接支援の業務」の内容は、以下の告示に基づくものに限る。

- ・「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」(平成18年9月29日 厚生労働省告示第544号) 第一号イ(1)
- ・「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの」(平成24年3月30日 厚生労働省告示第230号) 第一号

(注3) 滋賀県においては、サービス管理責任者等就任予定者対象研修、サビ児管基礎研修(前期)、相談支援従事者初任者研修(講義部分)のことを言う。以下、募集要項、申込フォームにおいて同じ。

3. 募集定員 180名

4. 開催期間

以下の講義、演習の両方の受講が必要

(1) 講義 ※オンライン(オンデマンド方式)での開催

令和7年2月10日(月)午前10時~2月17日(月)午前9時の間、視聴可能

(期間が変更される可能性があります)

(2) 演習(参集型)

日程①から日程④のいずれか一日程(2日間)

- | |
|-------------------------|
| 日程① 令和7年2月27日(木)、28日(金) |
| 日程② 令和7年3月4日(火)、5日(水) |
| 日程③ 令和7年3月6日(木)、7日(金) |
| 日程④ 令和7年3月13日(木)、14日(金) |

※ 上記日程①から④のいずれの日程になるかは受講決定時にお知らせします。

※ 受講日の選択はできません。

※ やむを得ない事情により日程を指定したい場合は、希望日程とその理由を申し込みフォームにご記入ください。なお、この聞き取りは、希望通りの日程での受講決定を保障するものではありません。

5. 開催場所・方法

(1) 講義 オンライン(オンデマンド方式)による個別受講

※ 受講決定後に講義を視聴するためのホームページへのアクセス方法についてお知らせします。

(2) 演習 参集型(集合型)にて実施。会場は以下のとおり

日程① 令和7年2月27日(木)、28日(金)	G-NETしが
日程② 令和7年3月4日(火)、5日(水)	滋賀県庁東館
日程③ 令和7年3月6日(木)、7日(金)	滋賀県庁東館/旧大津公会堂
日程④ 令和7年3月13日(木)、14日(金)	滋賀県庁東館

6. オンライン(オンデマンド)研修について

オンライン研修は、オンデマンド方式にて行います。オンデマンド方式とは、定められた期間に事前に撮影された講義動画を配信し、それをご自身の都合の良い時間に事業所やご自宅からインターネットを通して受講する方式です。そのため、受講にはインターネット環境が整備されていることが必須となります。タブレットやスマートフォンの場合、画面サイズ等で受講に支障をきたす可能性もあるため、受講にはパソコン(Windows、macOS)の使用を推奨します。

7. 演習について

参集型(集合型)研修は、一グループあたり6人程度の受講生による構成とし、座席はグループ指定とします。

8. 内容

本研修の内容は、別紙「令和6年度 滋賀県サビ児管実践研修日程表」のとおりです。ただし、講師や会場の都合等により一部、日程に変更が生じる場合がありますのでご了承ください。

9. 事後レポートおよび事前課題について

事後レポートおよび事前課題の詳細については、受講決定者にお伝えします。事後レポートおよび事前課題も研修修了の必須要件となります。このことをご理解のうえ、お申し込みください。**(指定した期日までに提出がない場合は、受講を取り消すことがあります。)**

(1) 事後レポートについて

オンラインでの講義動画視聴後、定められた内容に基づくレポートを作成し、指定期日までに提出していただきます。

(2) 事前課題について ※現時点での内容等に関する問い合わせはご遠慮ください。

演習を受講するまでにいくつかの事前課題に取り組んでいただきます。事前課題の詳細は受講決定後にお知らせしますが、大きく分けて①提示された事例に基づき実施するものと②受講生自身が準備するものの2つあります。

10. 受講申し込み

入力フォームでの回答と書類提出の両方が必要となります。両方の手続き完了をもって申込受付となりますので、いずれも期限までに手続きをお願いします。

(1) 入力フォームでの回答

下記「11. オンライン入力による受講申し込み方法」に従って、入力フォームへの回答をお願いします。

【回答期間】 令和6年9月13日(金)午前10時～9月27日(金)午後5時まで

※該当時間外に送信されたものは全て無効とします。

※該当時間外の誤送信を防止するため、なるべく該当時間外は入力フォームから回答できないようにしています。「回答受付は終了しました」と表示されます。

※入力完了後、フォームにご記入いただいたメールアドレスに確認メール(入力内容のコピー)が送信されます。メールが届かない場合は、申し込みができていません。その場合は、再度、入力をお願いします。(電話による申し込み確認はご遠慮いただきますようお願いいたします。)

※同一の受講希望者名で複数回送信された場合は、最新のもの(最後に送信したもの)で受け付けます。それ以外の場合は無効としますので、ご注意ください。(入力フォーム送信後に申し込み内容を修正する場合は、お手数ですが再度、正しい情報での手続きをお願いします。電話による問合せや修正依頼はご遠慮くださいますようお願いいたします。)

(2) 書類提出

受講対象者のいずれに該当するかにより提出書類は異なりますので、ご注意ください。

【提出書類】

① 受講対象者(1)(2)に該当する方(必要書類数2)

i. 実務経験確認書

(募集要項と同じホームページより書式をダウンロードしていただけます。)

ii. 「サビ児管基礎研修」修了証書のコピー

② 受講対象者(3)に該当する方(必要書類数3)

i. 実務経験確認書

(募集要項と同じホームページより書式をダウンロードしていただけます。)

ii. 平成30年度までの「サービス管理責任者等分野別研修」の修了証書のコピー

iii. 令和元年度以降の「サービス管理責任者基礎研修(前期)」もしくは「相談支援従事者初任者研修」の修了証書のコピー

③ 受講対象者(4)に該当する方(必要書類数3)

i. 実務経験確認書

(募集要項と同じホームページより書式をダウンロードしていただけます。)

ii. 平成30年度までの「サービス管理責任者等分野別研修」の修了証書のコピー

iii. 平成30年度までの「サービス管理責任者等就任予定者対象研修(相談支援従事者初任者研修講義部分)」もしくは「相談支援従事者初任者研修」の修了証書のコピー

※実務経験の記入の際には、本要項末にある「サービス管理責任者実務経験要件」及び「児童発達支援管理責任者実務経験要件」を参照ください。

【提出期間】 令和6年9月13日(金)～9月27日(金)【期間内消印有効】

※書類送付は必ず特定記録郵便により9月27日までに発送してください。

※郵便(郵送)であっても消印のないもの(後納、別納)は受け付けできません。

【提出先】

〒521-1311 滋賀県近江八幡市安土町下豊浦 4837-2

滋賀県障害者自立支援協議会 事務局

11. オンライン入力による受講申込方法

受講を希望する方は、下記の入力フォームより上記期間内にお申し込みください。なお、申し込みは原則、法人や事業所からのみとします。所属先がなく、個人のスキルアップを目的とした申し込みはできませんので、ご了承ください。

【入力フォームの申し込みステップ】

(1) 下にある入力フォームの URL をひらく。または QR コードを読み込む

(2) 入力フォームの記載に従い、申し込み内容をフォームに入力する。

(3) 入力内容を確認の上、送信する。

※各項目の説明をよくお読みの上、お間違えのないよう入力をお願いします。

(4) 送信完了。

※入力フォームの最初にご記入いただいたメールアドレスに確認メール(入力内容のコピー)が送信されます。メールが届かない場合は、申し込みができていません。その場合は、再度、入力をお願いします。

(5) 入力フォームの送信をもって受講申し込み完了となる。

※電話による申し込み確認や入力内容の修正依頼等のご遠慮ください。

(入力フォーム送信後に申し込み内容を修正する場合は、入力後に届く内容確認メールから修正フォームを開いて修正を行ってください。)

■入力フォーム(URL)

<https://forms.gle/64tPjpxStB4Dm2H9>

■入力フォーム(QRコード)



12. 受講者の選考・決定

受講決定は先着順ではありません。募集締め切り後、厳正なる選考の結果、滋賀県が受講者を決定します。受講の可否については、「受講決定(不決定)通知書」にてお知らせします。通知書の発送は、書類送付先に記載された住所に令和6年10月下旬頃を予定しております。(選考や発送準備の都合上、予定より遅れることもありますので、予めご了承ください。)

なお、電話やメール、FAXにて選考結果をお伝えすることはできません。選考結果に関するお問い合わせはお控えください。

また、オンラインを含む研修受講にかかること（周知方法等）については受講決定通知と併せてお知らせします。

13. 受講料 3,000円

受講料は「受講決定通知書」に示す期日までに必ずお振込みください。振込先等は受講決定通知に記載されている方法でご確認ください。

お振込み後の返金は、いかなる場合でもできませんのでご了承ください。

<受講料の請求書発行について>

令和5年10月1日以降の消費税インボイス制度導入にあたり、受講決定者のすべての方に対して受講料の請求書（登録番号記載のもの）を送付させていただきます。

14. 個人情報の取り扱いについて

受講申込書により知り得た申込者の個人情報については、本研修の連絡に使用するほか、受講修了者については名簿を作成し、滋賀県に報告すること以外の用途で使用することは原則ありません。

また、研修中において、受講生間の連携や交流を図るとともに、研修に必要なグループ編成を受講者に周知するために、受講者氏名および所属事業所等を掲載した名簿を作成の上、掲示または配布する場合があります。

15. 滋賀県外からの受講申込について

滋賀県外からの申し込みは受け付けできません。ただし、滋賀県内の指定障害福祉サービス事業所または指定障害児入所施設等においてサービス管理責任者または児童発達支援管理責任者として従事する予定が明確な方については別途相談に応じます。その場合は、滋賀県障害福祉課（または事務局）に連絡および確認の上、お申し込みください。

16. 問い合わせ先

(1) 受講要件や実務要件、研修体系や加算等に関すること

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課企画・指導係

TEL 077-528-3544（平日のみ：午前8時30分～午後5時15分）

(2) 受講申込方法や入力フォームに関すること

滋賀県障害者自立支援協議会事務局

TEL 0748-46-8007（平日のみ：午前9時00分～午後5時00分）

※研修運営等で事務局を不在にしていることもあります。

(3) その他

申し込みにあたり、研修受講に特別な配慮が必要な場合または研修修了証書を紛失し、新たに証明書（確認書）の発行が必要な場合は、滋賀県健康医療福祉部障害福祉課企画・指導係までメールにてご相談ください。

なお、証明書(確認書)発行希望の方は、必要な方の「氏名」「生年月日」「紛失した
修了書の研修名(具体的に)」「その修了年度」を記載いただき、メールで問い合わせ
をお願いします。

Email:ec0002@pref.shiga.lg.jp(企画・指導係)

17. 研修事務局

滋賀県障害者自立支援協議会 事務局

〒521-1311 滋賀県近江八幡市安土町下豊浦 4837-2

TEL 0748-46-8007 (平日のみ:午前9時から午後5時)

【参考1】サービス管理責任者実務経験要件

業務範囲		業務内容	経験年数
障害者の保健・医療・福祉・就労分野における支援業務	1 相談支援業務	施設等において相談支援業務に従事する者 (1)指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者 (2)更生相談所(身体・知的)、児童相談所、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。 (3)障害者支援施設、障害児入所施設、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者	5年以上
		医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1)社会福祉主事任用資格を有するもの (2)訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3)国家資格等※1を有する者 (4)施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者	
		障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者	
		特別支援学校において相談支援の業務に従事する者	
		その他これらの業務に準ずると都道府県が認めた業務に従事する者	
	2 直接支援業務	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者 (1)障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者 (2)障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業等に従事する者 (3)病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者	8年以上
		障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者	
		特別支援学校における業務に従事する者	
		その他これらの業務に準ずると都道府県が認めた業務に従事する者	
	3 有資格者等	上記2の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1)社会福祉主事任用資格を有するもの (2)訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3)児童指導員任用資格者 (4)保育士	5年以上
上記1の相談支援業務及び上記2の直接支援業務に従事する者で、国家資格等(※1)による業務に3年以上従事している者		3年以上	

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士も含む)、精神保健福祉士のことを言う。

※ 相談支援業務…身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務

※ 直接支援業務

…①身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務

②日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他支援を行い、その訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務、その他職業訓練または職業教育に係る業務

※ 1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年当たり180日以上あることを言うものとする。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることを言う。

【参考2】児童発達支援管理責任者実務経験要件

※下記のうち、もしくは加え、老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上必要

業務範囲		業務内容	経験年数	
障害者の保健・医療・福祉・就労分野における支援業務	1 相談支援業務	施設等において相談支援業務に従事する者 (1)指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援業務に従事する者 (2)更生相談所(身体・知的)、児童相談所、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。 (3)障害者支援施設、障害児入所施設、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者	5年以上	
		医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1)社会福祉主事任用資格を有するもの (2)介護職員初任者研修(旧訪問介護員2級)以上に相当する研修を修了した者 (3)国家資格等※1を有する者 (4)施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者		
		障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者		
		学校において相談支援の業務に従事する者		
		乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設で従事する者		
		その他これらの業務に準ずると都道府県が認めた業務に従事する者		
		施設及び医療機関等において介護業務に従事する者		8年以上
		障害者雇用事業所において就労支援の業務に従事する者		
学校に従事する者				
児童福祉等に関する施設、事業に従事する者				
その他これらの業務に準ずると都道府県が認めた業務に従事する者				
3 有資格者等	上記2の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1)社会福祉主事任用資格を有するもの (2)訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3)児童指導員任用資格者 (4)保育士	5年以上		
	上記1の相談支援業務及び上記2の直接支援業務に従事する者で、国家資格等(※1)による業務に5年以上従事している者	3年以上		

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士も含む)、精神保健福祉士のことを言う。

- ※ 相談支援業務…身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務
- ※ 直接支援業務
 - …①身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務
 - ②日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他支援を行い、その訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務、その他職業訓練または職業教育に係る業務
- ※ 1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年当たり180日以上あることを言うものとする。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることを言う。